

仕 様 書

1 業務名称

〇〇選挙における市立校園で開催される個人演説会等会場設備設営及び撤収業務委託

2 実施場所

大阪市内全域の市立校園 ※実施場所については、各区選挙管理委員会より連絡する。

3 委託期間

契約日から選挙期日後 5 日まで (約 28 日間程度)

4 実施期間

公示日翌々日 (発注から 8 営業日前後) から選挙期日前日 (発注から 15 営業日前後) まで
※選挙の種類により期間が異なることがある。

5 業務内容

- (1) 各区選挙管理委員会より連絡する個人演説会等の開催日時・場所を受付ける連絡事務所 (以下、実施本部という) を設置すること。

また、実施本部を統括する統括責任者を配置すること。

実施本部の諸事項 (担当区・名称・所在地・責任者氏名 (役職含む)・電話番号・FAX 番号) および責任者の諸事項 (所在地 (事業所名含む) 氏名・役職・電話番号・緊急連絡先) が書かれた任意の様式 (参考資料参照) を書面にて、契約締結後速やかに、本市あてに提出すること。

実施期間中にやむを得ない事情により、実施本部および責任者の諸事項に変更があった場合は、速やかに変更した書面を本市あてに再提出すること。

なお、実施本部及び統括責任者は休日等を問わず連絡がとれる体制にすること。★

<連絡体制>

各区選挙管理委員会 ⇔ 連絡事務所 (実施本部) ⇔ 統括責任者 ⇔ 市選挙管理委員会

※ (各区選挙管理委員会については以下「区選管」、大阪市選挙管理委員会については以下「市選管」という)

- (2) 個人演説会等が開催される施設 (主に小・中学校) において、施設管理者 (教頭等) の指示に基づいて、演説会場 (主に講堂) 及び弁士控室 (舞台袖や講堂近くの教室等) を演説会開始時刻までに設営すること。

<主な作業内容例示>

- ・ 講堂の舞台に演壇、黒板等を配置する。
- ・ いす、長いすを配置し、聴衆席をつくる。
- ・ 聴衆席に敷物 (ビニールシート等) の準備をする。
- ・ 弁士控室に机、いすを配置する。

- (3) 演説会終了後、設営した設備を直ちに撤収し、元の収納されていた場所に戻すとともに

会場のごみなどの清掃を行うこと。

- (4) 業務実施時間は、概ね5時間とし、各施設へ作業員を2名以上派遣すること。
なお、1名については、現場責任者として指揮監督できる者であること。
※個人演説会等は、夜間に行われることが多いが、昼間の開催もある。★

6 業務実施予定回数 51回

※平成29年執行の衆議院議員総選挙の実績から予測しており、増減されることがある。

7 作業日程の確認方法等

- (1) 区選管から別紙2の「開催連絡確認用紙」をファックスにより実施本部に送付するので、連絡を受けた場合は、受理確認のため同用紙により区選管へファックスにより返信すること。
- (2) 個々の演説会の開催期日前2日までに、施設管理者（教頭等）に施設への参着時刻や演説会開始時刻、また、設備等その他注意事項などについて必ず電話連絡により確認すること。
- (3) 開催撤回についても別紙3の「撤回連絡確認用紙」により、(1)と同様の処理を行うこと。
なお、撤回については、開催期日の前日の午後0時までに連絡したのものについては、作業員の派遣を中止し、実施回数には含めないこと。
- (4) 作業に当たっては、別紙4・5の「事務の流れ」を参照のこと。
- (5) 実施期間中は、統括責任者から実施予定表(別紙6)で区別に市選管へ日々報告すること。
- (6) 実施期間終了後、統括責任者から実施報告書(別紙7)及び業務完了報告書(別紙8)を区別に市選管へ提出すること。

8 設営業務の流れ

- (1) 連絡を受けている参着時刻までに開催施設に到着し、施設管理者（教頭等）に当日の設営内容の指示を受けること。
- (2) 施設管理者の指示に基づき演説会開始時刻までに演壇、机、いす、黒板等の設営を完了し、直ちに施設管理者へ報告のうえ設営完了の確認を受けること。
- (3) 演説会開催中は、施設管理者の指示する場所で待機し、開催施設の外には出ないこと。
- (4) 演説会終了後は速やかに8(2)で設営した設備を撤収し、元の収納されていた場所に戻すとともに会場内のごみなどの清掃を行い、施設管理者に報告のうえ業務終了の確認を受けること。

9 注意事項

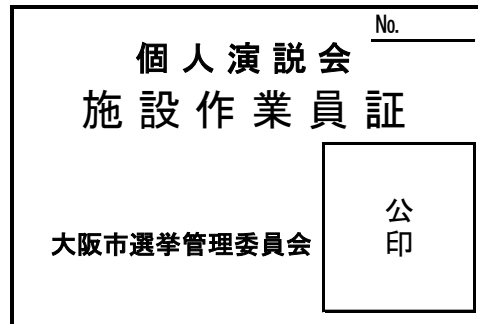
- (1) 個人演説会等の会場設備の設営及び撤収業務は、候補者等の選挙運動を保障するための業務であることから、候補者等と混在する中での作業であり、単に会場の椅子や机の配置作業ではなく、選挙事務の重要性に理解を持った作業員を派遣すること。
- (2) 個人演説会等の会場設備の設営及び撤収業務は、候補者等からの個人演説会開催申出から開催日までは、最短で2日後であり、急に同一日に多数の候補者等からの開催申し出があった場合でも、その業務に派遣できる人員を確保していること。★
- (3) 設営内容については、施設管理者(教頭等)の指示により行うもので、作業中に候補者か

ら諸要望があった場合でも、作業員が判断して対応することなく、必ず施設管理者に報告をして指示を受けること。

- (4) 車の駐車スペースについては施設管理者の指示を受けること。
- (5) 事故等により急きょ作業員が現場へ行けなくなった場合には、至急、代替作業員を派遣して、作業実施に支障がないよう対応すること。

- (6) 作業中は、市選管が発行する次の施設作業員証を携行すること。

施設作業員証 イメージ



10 特記事項

- (1) 本仕様書に関する疑義については、事前に担当者まで確認すること。なお、契約締結後の疑義については、すべて本市の解釈とする。
- (2) 本仕様書に明示されていない事象が生じた場合は、本市と協議のうえ定めることとする。ただし、軽微なものについては、本市の指示に従うこと。
- (3) 本契約に関して、事務局が作業状況等の確認を求めた場合は、速やかに応じること。
- (4) 本件と同種案件の実績を有していること(別途証明書類の提出を求める)。★
- (5) 本業務の履行に当たっては、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」等関係法令を遵守すること。
- (6) 職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例を遵守すること。
- (7) 大阪市暴力団排除条例を遵守すること。
- (8) 本業務を受注することとなった者は、契約締結後であっても、当該選挙の選挙期日と同日に行われる選挙が発生した場合においては、同日に行われる他の選挙の市立校園で開催される個人演説会会場設備設営及び撤収業務についても受注することを条件とする。
- (9) 見積りに当たっては本仕様書を十分検討し、本業務に関する一切の経費を勘案したうえ、1回分の単価を見積りするものとする。
- (10) 契約締結した者は、契約の履行に関して、本市の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに大阪市行政委員会事務局総務課(連絡先: 06 - 6208 - 8571)に報告しなければならない。

平成29年執行の衆議院議員総選挙時の市立校園での開催日別個人演説会等設営件数(業務実施予定回数)

番号	区名	第48回衆議院議員総選挙										計
		10/12 木	10/13 金	10/14 土	10/15 日	10/16 月	10/17 火	10/18 水	10/19 木	10/20 金	10/21 土	
1	北 区											0
2	都 島 区			1								1
3	福 島 区								1			1
4	此 花 区	1					1					2
5	中 央 区								1			1
6	西 区					1						1
7	港 区									1		1
8	大 正 区		1	1		1	1		1	1		6
9	天王寺区								1			1
10	浪 速 区					1						1
11	西淀川区	1					1	1				3
12	淀 川 区		2	1								3
13	東淀川区			1		2						3
14	東 成 区							1				1
15	生 野 区					1						1
16	旭 区	2					2					4
17	城 東 区							1	1			2
18	鶴 見 区									2		2
19	阿倍野区								1			1
20	住之江区	1		2	1				1			5
21	住 吉 区	1	1		2							4
22	東住吉区									1		1
23	平 野 区											0
24	西 成 区		1			1	2	1			1	6
市合計		6	5	6	3	7	7	4	7	5	1	51

<市立校園> 個人演説会等 開催 連絡確認FAX用紙	
発信人:大阪市	区選挙管理委員会(担当:) ⇒ 実施本部

A<選挙管理委員会 記入>

下記のとおり候補者等から **開催** 申し出がありましたので連絡します。

①	受付年月日	令和 年 月 日()		
②	施設の名称	市立 (幼稚園・小学校・中学校・高等学校・)		
③	施設の所在地	大阪市 区		
④	施設の電話(FAX)番号	電話番号() FAX番号()		
⑤	候補者氏名(政党等名)			
⑥	開催年月日	令和 年 月 日()		
⑦	(開催申出書に記載されている) 使用時間	時 分 から 時 分 まで		
⑧	実際の会場使用予定時間	時 分 から 時 分 頃まで		
⑨	予定作業内容 (施設管理者が候補者と調整した内容を聞き取り、記入してください)	・ 長椅子 (脚)(人掛け計 人分) ・ パイプ椅子 (脚) ・ 机 (本)		
		・ ビニールシート (敷く、敷かない) ・ スリッパ ・ 控室 ・ 演壇 ・ 黒板		
⑩	区選管担当者連絡先	氏名:	担当:	電話番号:
⑪	施設管理者連絡先	氏名:	役職:	電話番号:
	備考			

※区選管→業者(1回目)①~⑦、業者→区選管(1回目)⑩、区選管→業者(2回目)⑧~⑪、業者→区選管(2回目)⑬~⑮

※業者へ2回目の送信をする際に、会場の図面を必ず添付してください。

※時間については、24時間表記で記入してください。(例)18時30分から21時まで

※担当者氏名については、読み間違いを防止するため、「カタカナ」で「姓」のみ記入してください

※連絡先電話番号については、必ず連絡のつく番号を記入してください。

※区選管から報告を受けた内容について、前日までに施設管理者へ確認するよう、業者に伝えてあります。

区選挙管理委員会連絡先 FAX — — TEL — —

発信人:実施本部(担当:) ⇒ 大阪市	区選挙管理委員会
----------------------	----------

B<実施本部 記入>

開催 連絡用紙確認しました。

⑫	連絡用紙確認者氏名	確認日時 月 日 時 分
---	-----------	--------------

<実施本部→区選管、派遣作業員等の報告>

⑬	派遣作業員氏名	1
		2
⑭	派遣開始時間	時 分 ~
⑮	設備特記事項	

実施本部宛

FAX 06— —

TEL 06 — —

<市立校園> 個人演説会等 撤回 連絡確認FAX用紙

発信人:大阪市 区選挙管理委員会(担当:) ⇒ 実施本部

A<選挙管理委員会 記入>

下記のとおり候補者等から 撤回 申し出がありましたので連絡します。

施設の名称	市立 (幼稚園・小学校・中学校・高等学校・)
施設の所在地	大阪市 区
候補者氏名(政党等名)	
開催年月日	令和 年 月 日()
使用時間	時 分から 時 分まで
撤回申出年月日	令和 年 月 日()

※ 撤回の申し出があった場合は、速やかに、施設・業者へ連絡をしてください。

区選挙管理委員会連絡先 FAX — — TEL — —

発信人:実施本部(担当:) ⇒ 大阪市 区選挙管理委員会

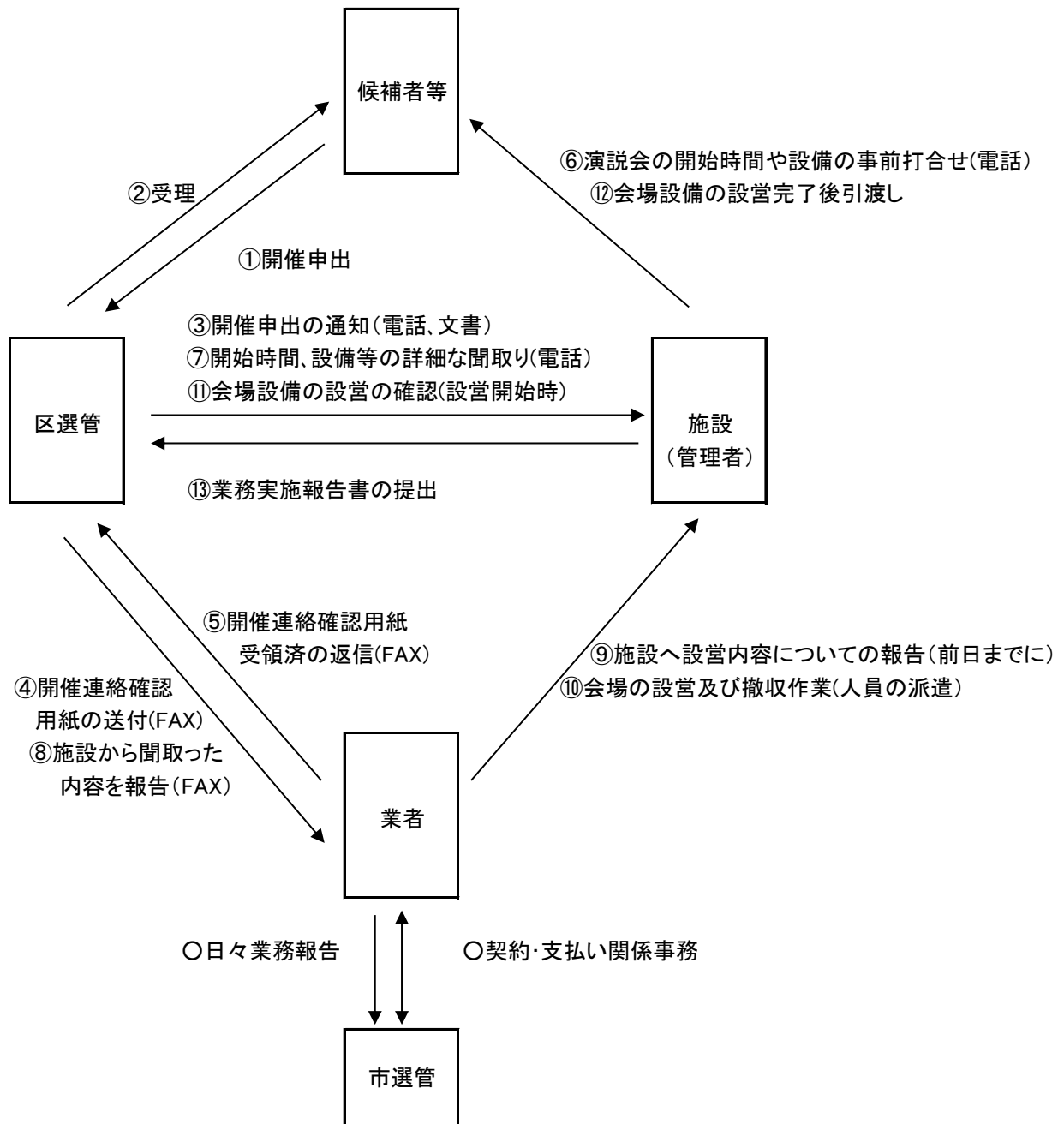
B<実施本部 記入>

撤回 連絡用紙確認しました。

連絡用紙確認者氏名		確認日時 月 日 時 分
-----------	--	--------------

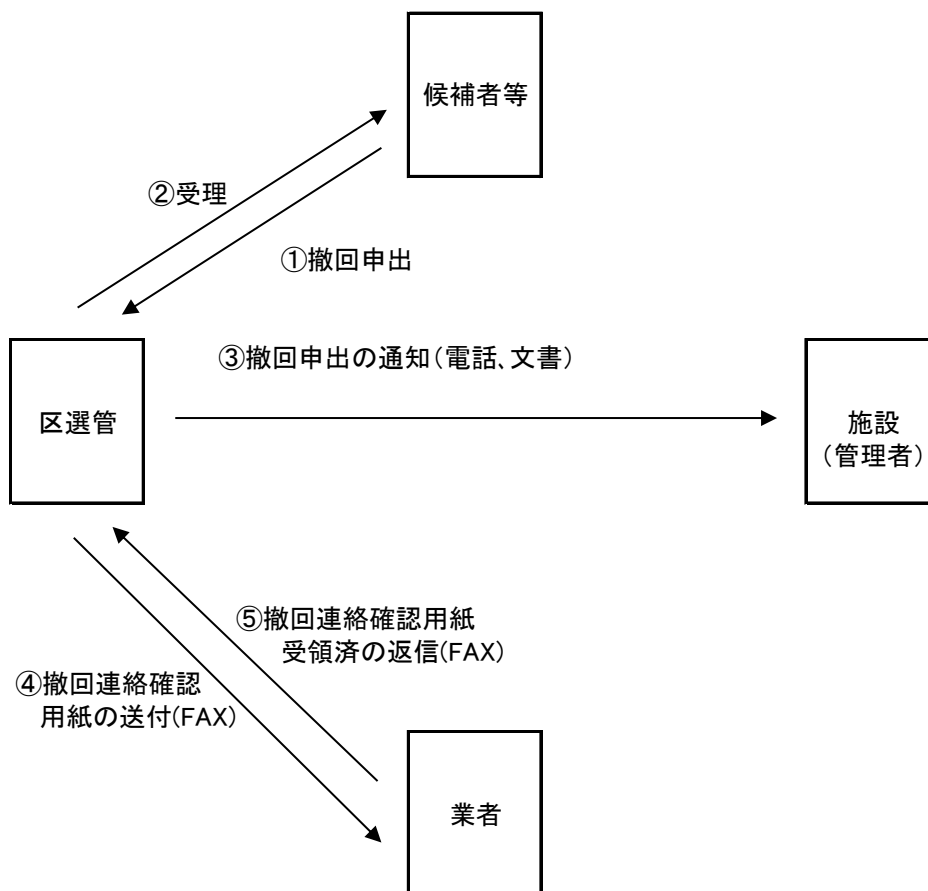
◎ 市立校園における個人演説会等の 開催 事務の流れ

別紙 4



◎ 市立校園における個人演説会等の 撤回 事務の流れ

別紙 5



個人演説会等会場設営及び撤収業務実施予定表(第〇〇回〇〇選挙)

別紙 6

区			統括責任者		月 日 分を翌日午前中に						
番号	月日	曜日	候補者名 (政党等名)	施設名	開始時間		演説開始		終了時間		報告事項
1					予定		予定		予定		
					実施		実施		実施		
2					予定		予定		予定		
					実施		実施		実施		
3					予定		予定		予定		
					実施		実施		実施		
4					予定		予定		予定		
					実施		実施		実施		
5					予定		予定		予定		
					実施		実施		実施		
6					予定		予定		予定		
					実施		実施		実施		
7					予定		予定		予定		
					実施		実施		実施		
8					予定		予定		予定		
					実施		実施		実施		
9					予定		予定		予定		
					実施		実施		実施		
10					予定		予定		予定		
					実施		実施		実施		
11					予定		予定		予定		
					実施		実施		実施		

個人演説会等会場設営及び撤収業務実施報告書(第〇〇回〇〇選挙)

別紙7

区

統括責任者

〇/〇

最終報告

番号	月日	曜日	候補者名 (政党等名)	施設名	開始時間		演説開始		終了時間		報告事項
					予定		予定		予定		
1					予定		予定		予定		
					実施		実施		実施		
2					予定		予定		予定		
					実施		実施		実施		
3					予定		予定		予定		
					実施		実施		実施		
4					予定		予定		予定		
					実施		実施		実施		
5					予定		予定		予定		
					実施		実施		実施		
6					予定		予定		予定		
					実施		実施		実施		
7					予定		予定		予定		
					実施		実施		実施		
8					予定		予定		予定		
					実施		実施		実施		
9					予定		予定		予定		
					実施		実施		実施		
10					予定		予定		予定		
					実施		実施		実施		
11					予定		予定		予定		
					実施		実施		実施		

市立校園で開催される個人演説会等の会場設備の設営及び撤収業務委託担当事業所一覧

業者名		
業者所在地		
統括責任者	氏名・役職	
	所在地(事業所名)	
	連絡先(電話番号)	
	緊急連絡先	

実施本部(連絡事務所)		
区名	担当事業所	
	名称	
	所在地	
	責任者(氏名・役職)	
	電話番号	
	FAX番号	
	名称	
	所在地	
	責任者(氏名・役職)	
	電話番号	
	FAX番号	
	名称	
	所在地	
	責任者(氏名・役職)	
	電話番号	
	FAX番号	
	名称	
	所在地	
	責任者(氏名・役職)	
	電話番号	
	FAX番号	
	名称	
	所在地	
	責任者(氏名・役職)	
	電話番号	
	FAX番号	

業 務 完 了 報 告 書

令和 年 月 日

大阪市行政委員会事務局長 あて

住所又は事務所所在地
請負者 商号又は名称
氏名又は代表者氏名

印

次のとおり業務を完了しましたので報告します。

記

業 務 名 称	〇〇選挙における市立校園で開催される個人演説会等会場設備設 営及び撤収業務
個人演説会開催回数	回
契 約 年 月 日	令和 年 月 日
業 務 完 了 年 月 日	令和 年 月 日
履 行 期 間	契約日から選挙期日5日後まで
備 考	

車両使用に係る特記仕様書

本契約に基づき輸送を行う際に使用する自動車は車種規制非適合車以外の自動車でなければならない。

「車種規制非適合車」とは「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車 NO_x・PM 法）」に定める窒素酸化物排出基準又は粒子状物質排出基準に適合しない自動車をいう。

車両使用に関する問合せ
大阪市環境局環境管理部環境管理課
自動車排ガス対策グループ
電話：06-6615-7965

暴力団等の排除に関する特記仕様書

1 暴力団等の排除について

- (1) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）は、大阪市暴力団排除条例（平成 23 年大阪市条例第 10 号。以下「条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をしてはならない。
- (2) 受注者は、条例第 7 条各号に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）に、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をさせてはならない。
また、受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をした場合は当該契約を解除させなければならない。
- (3) 受注者は、この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から条例第 9 条に規定する不当介入（以下「不当介入」という。）を受けたときは、速やかに、この契約に係る本市監督職員若しくは検査職員又は当該事務事業を所管する担当課長（以下「監督職員等」という。）へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。
また受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに監督職員等へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。
- (4) 受注者及び下請負人等が、正当な理由なく本市に対し前号に規定する報告をしなかったと認めるときは、条例第 12 条に基づく公表及び大阪市競争入札参加停止措置要綱による停止措置を行うことがある。
- (5) 受注者は第 3 号に定める報告及び届出により、本市が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。
- (6) 発注者及び受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者からの不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、履行日程の調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講じることとする。

2 誓約書の提出について

受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でないことをそれぞれが表明した誓約書を提出しなければならない。ただし、発注者が必要でないと判断した場合はこの限りでない。